

仕 様 書

この仕様書は、保育器（以下「機器」という。）の購入及び保守点検（5年）について適用する。

I 機器購入にかかる仕様

1 品名及び規格（型番）、メーカー名、数量等

品 名		規格（型番）	メーカー名	数量
デュアルインキュ i ネルコア体重モニタ付			アトムテ ^イ カル	1 式
内 訳	デュアルインキュ i ネルコア体重モニタ付	21568	アトムテ ^イ カル	1
	ビ ^リ セ ^レ ビ ^ー ス ^ポ ット ^{タイ} マ ^ウ ント ^{タイ} /Hi-Lo 切替式	25302	アトムテ ^イ カル	1
	クランク型 I.V ポール	21173	アトムテ ^イ カル	1
	引出し 取付金具付	21502	アトムテ ^イ カル	1
	I.V ポール F レール取付式	23720	アトムテ ^イ カル	1
	ポールアタッチメント	23576	アトムテ ^イ カル	1
	四連コンセントセット ポール取付式/取付金具式	33059	アトムテ ^イ カル	2

または

品 名		規格（型番）	メーカー名	数量
インキュウオーマ ^ー Babyleo TN500			ド ^レ ゲ ^ル ジ ^ャ パ ^ン	1 式
内 訳	Babyleo TN500 体重モニタヒーティング ^マ ットレス/AutoThermo ^ハ ッケー ジ ^ル サ ^ー ボ ^キ ジ ^ン /IV ^ポ ール1本 含む	2M60000	ド ^レ ゲ ^ル ジ ^ャ パ ^ン	1
	光線治療器 BiliLux	MU20100	ド ^レ ゲ ^ル ジ ^ャ パ ^ン	1
	足側 IV ポール	—	ド ^レ ゲ ^ル ジ ^ャ パ ^ン	1
	温度プローブ黄色、深部温(5個)	MX11000	ド ^レ ゲ ^ル ジ ^ャ パ ^ン	1
	温度プローブ白色、末梢温(5個)	MX11001	ド ^レ ゲ ^ル ジ ^ャ パ ^ン	1

特記事項

1. 機器の納入時に必要となる搬入、据付、調整に係る経費を含むこと。
2. 機器の納入時に既存品を院内の指示する場所に移動させること。

2 一般的条項

- ① 受注者は、機器の納入期限を厳守するとともに、納品にあたっては、事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、当院に連絡すること。
- ② 機器を当院に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
- ③ 受注者は、機器の引き渡しの際、次の書類等を提出すること。
ア 機器の構造、機能及び取り扱いに関する説明書とメーカー発行の保証書
イ 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表
- ④ 新品・未開封のものを納品すること。

3 納入期限

令和2年3月31日（火）

なお、納入に際し予め納入場所を確認し、当院が別途指定する日時に納入すること。

4 納入場所

広島市立広島市民病院 東棟8階 東8A病棟【担当：西村】

(広島市中区基町7番33号)

5 検査及び引き渡し

受注者は、納品及び調整完了後、速やかに事務室用度担当に連絡し、当院の指定する者の検査を受け、機器の引き渡しを行うこと。

検査の際は、発注したメーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。なお、検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

6 保証期間

本機器検査受領後1か年とする。ただし、受注者又は製造者の責任に帰する機器の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取替えるものとする。

7 その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、当院職員と協議のうえ、決定するものとする。

II 機器の保守点検にかかる仕様

1 対象機器等

前記された機器本体等の表中に記載されたものを対象とする。また、詳細な保守の対象となる構成内訳は、契約締結後に発注者受注者で協議を行い確定させるものとする。

2 業務の実施回数

- (1) 受注者は、構成内訳に記載される機器について年1回、技術員を派遣して定期点検を行うものとする。点検内容や項目は別に協議書を作成して確定させる。
- (2) 故障発生時に電話による修理サポート業務（通年）
- (3) 緊急時又は異常発生時には即時技術員を派遣し、速やかに機器の復旧に努めるものとする。

3 業務内容

- (1) 受注者は、発注者が良好に対象機器を使用できるよう、必要な部品の交換、機器の清掃、点検、修理及び調整等の整備を行い、対象機器を良好な状態に保つものとする。
- (2) 定期点検の実施日時は発注者・受注者協議のうえ決定する。
- (3) 電話による修理サポート業務は、原則として土、日、祝日、受注者の休業日を除く平日9時から17時までの間の対応とする。
- (4) 緊急修復業務の受付時間は、原則として土、日、祝日、受注者の休業日を除く平日9時から17時までの間の対応とし、実施日時は発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。
- (5) 受注者が派遣する定期点検及び修理をする技術員は、当該機器に関する知識を有し、迅速に対応できる者（保守の対象機器のメーカーが実施する研修等を修了している者）とする。

4 経費の負担等

前項に定める事項に要する費用その他業務を行うために必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、緊急修理に要した作業費並びに緊急修理及び定期点検に要した消耗部品等は受注者の負担から除くものとする。

5 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び技術員の住所・氏名を発注者に報告するものとする。現場責任者又は技術員に変更があったときも、また同様とする。
- (3) 定期点検等、現場で業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

6 報告

業務実施報告書は、発注者が指定する所定の様式とし、各期業務実施後速やかに提出し、発注者の確認を得なければならない。

7 その他

この仕様内容に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者で協議してこれを定めるものとする。